

札幌市農業体験交流施設条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市農業体験交流施設条例の一部を改正する条例

札幌市農業体験交流施設条例(平成7年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表2中

視聴覚室	午前	4,300円
	午後	5,400円
	夜間	6,400円
	全日	12,900円
第1会議室 第2会議室 第3会議室	午前	1,900円
	午後	2,400円
	夜間	2,900円
	全日	5,700円

を

視聴覚室	午前	4,300円
	午後	5,400円
	夜間	6,400円
	全日	12,900円

に

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(理 由)

農業体験交流施設の有料施設であるさとらんどセンターの第1会議室、第2会議室及び第3会議室を廃止するため、本案を提出する。